

高岡市議会 6 月定例会提出議案について

1 件数

- ・ 初日提案（6月11日）15件（予算1件、条例10件、その他3件、報告1件）
- ・ 追加提案（6月25日）1件（人事1件）

2 議案の概要（予算議案を除く。）

(1) 条例（10件）

1 高岡市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

【建築政策課】

(趣旨)

計画の名称変更（高岡市住宅マスタープラン→高岡市住生活基本計画）に伴い、所要の改正を行うもの

(主な内容)

- ・ 附属機関の名称
「高岡市住宅マスタープラン策定委員会」 → 「高岡市住生活基本計画策定委員会」
- ・ 担当事務 「住宅マスタープランの策定」 → 「住生活基本計画の策定」
- ・ 施行期日 公布の日

2 高岡市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

【納税課】 【産業企画課】

(趣旨)

平成30年度税制改正に伴い、所要の改正を行うもの

(主な内容)

- 1 個人の市民税における給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の見直しに伴う規定整備
 - ・ 非課税となる合計所得金額の上限額 現行 125万円 → 改正後 135万円
 - ・ 基礎控除額及び調整控除額の所得要件の創設
合計所得金額が2,500万円超の場合に適用除外とする
- 2 大法人（資本金1億円超の普通法人等）の法人の市民税に係る電子申告の義務化
- 3 たばこ税の税率改正及び加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う規定整備
 - (1) たばこ税率の見直し（3段階で引上げ）
 - (2) 加熱式たばこの課税区分の新設（5年間で段階的に移行）
重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方式とする

4 固定資産税の特例措置（わがまち特例）

地方自治体の自主・自立を目的に、平成 24 年度から導入された制度。地方税法で一律に定めていた課税標準又は税額の特例措置を、自治体の自主判断にて決定するもの。

(1) 特例措置の新設

対象資産	特例率
機械装置等（生産性向上特別措置法の規定によるもの）	ゼロ

適用期間 平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間

(2) 特例措置の拡充

対象資産	特例率
津波避難施設（避難用部分）	2 / 3

(3) 特例割合の一部見直し

対象資産		特例率	
		現行	改正後
汚水又は廃液処理施設		1 / 3	1 / 2
指定避難施設に附属する避難用償却資産		1 / 2	2 / 3
太陽光発電設備	1000kw 未満	1 / 2	2 / 3
	1000kw 以上		3 / 4
風力発電設備	20kw 未満	1 / 2	3 / 4
	20kw 以上		2 / 3
水力発電設備	5000kw 未満	1 / 2	1 / 2
	5000kw 以上		2 / 3
地熱発電設備	1000kw 未満	1 / 2	2 / 3
	1000kw 以上		1 / 2
バイオマス発電設備	10000kw 未満	1 / 2	1 / 2
	10000kw 以上	1 / 2	2 / 3
	20000kw 未満		

(4) 平成 30 年 3 月 31 日で満了となる特例措置を、平成 32 年 3 月 31 日または平成 33 年 3 月 31 日まで延長

- ・ 施行期日 1 平成 33 年 1 月 1 日
- 2 平成 32 年 4 月 1 日
- 3 平成 30 年 10 月 1 日
- 4 公布の日（(1) の機械装置等のみ、生産性向上特別措置法の施行の日）

3 高岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例を定める条例の一部を改正する条例

【産業企画課】

(趣旨)

富山県の「過疎地域等における県税の特別措置に関する条例」の改正に伴い、所要の改正を行うもの

(主な内容)

- ・ 固定資産税の課税免除の期間の変更
現行 平成 29 年 9 月 29 日から平成 35 年 3 月 31 日まで
改正後 平成 29 年 9 月 29 日から平成 34 年 9 月 28 日まで

- ・ 施行期日 公布の日

4 高岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【子ども・子育て課】

(趣旨)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改正するもの

(主な内容)

- ・ 放課後児童支援員の資格要件の拡大等
 - (1) 5 年以上放課後児童育成事業に従事した者で、市長が適当と認めた者の追加
 - (2) 文言の整理

- ・ 施行期日 公布の日

5 高岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【保険年金課】

(趣旨)

地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、関連条項を改正するもの

(主な内容)

- 1 国民健康保険税賦課限度額の見直し

	現行	改正後
基礎課税分	54 万円	58 万円
後期高齢者支援金分	19 万円	19 万円
介護納付金分	16 万円	16 万円
計	89 万円	93 万円

2 低所得者に係る保険税軽減の拡充

軽減割合	判定基準（現行）	判定基準（改正後）
7割	所得が33万円以下	所得が33万円以下
5割	所得が「33万円＋（世帯の被保険者数）×27万円」以下	所得が「33万円＋（世帯の被保険者数）×27.5万円」以下
2割	所得が「33万円＋（世帯の被保険者数）×49万円」以下	所得が「33万円＋（世帯の被保険者数）×50万円」以下

3 国民健康保険の広域化による文言の整理

4 マイナンバーの情報連携に伴う手続変更

特例対象被保険者（非自発的失業者）の手続きにおいて、情報連携により離職事由等が確認できる場合に、雇用保険受給資格者証の提示を不要とするもの

- ・ 施行期日 公布の日（1～3については、平成30年度分の保険税から適用）

6 高岡市介護保険条例の一部を改正する条例

【高齢介護課】

（趣旨）

介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、引用条項を整理するもの

- ・ 施行期日 平成30年8月1日

7 高岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

【高齢介護課】

（趣旨）

介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うもの

（主な内容）

- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定申請ができる者に、医療法の許可を受けて診療所を開設している者を追加するもの
- ・ 施行期日 公布の日

8 高岡市空家等の適切な管理及び活用に関する条例（全部改正）

【建築政策課】

（趣旨）

空家等対策特別措置法の施行及び高岡市空家等対策計画の策定に伴い、全部改正を行うもの

（主な内容）

- ・ 条例名の変更
高岡市老朽空き家等の適正な管理に関する条例
→ 高岡市空家等の適切な管理及び活用に関する条例
- ・ 市の責務
市は、空家等の適切な管理及び活用の促進がなされるよう、必要な施策を推進する
- ・ 助言・指導
管理不全な状態である空家等の所有者等に対し、その状態の解消のため助言・指導を行う
- ・ 緊急応急措置
特定空家等が生命、身体又は財産に危険を及ぼす状態の場合、緊急に危険を回避するための必要最小限度の措置を可能とする

- ・ 施行期日 公布の日

9 高岡市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

【生涯学習・文化財課】

（趣旨）

附属設備の追加等に伴い、利用料金表を改正するもの

（主な内容）

- ・ デジタル編集室の削除
- ・ ピアノ 2 台の追加
- ・ 附属設備の移動等に伴う料金の変更

- ・ 施行期日 公布の日

10 高岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

【消防本部総務課】

(趣旨)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うもの

(主な内容)

- ・非常勤消防団員等に扶養家族がある場合における補償基礎額の加算額の改定

対象となる扶養家族	改正前	改正後
配偶者	333 円	217 円
22 歳に達する年度までの間にある子	267 円	333 円
22 歳に達する年度までの間にある孫	217 円	変更なし
60 歳以上の父母及び祖父母		
22 歳に達する年度までの間にある弟妹		
重度心身障害者		

- ・施行期日 公布の日（平成 30 年 4 月 1 日から適用）

(2) その他（3件）

1 財産の取得について

(救助工作車・救助用資機材)

【消防本部総務課】

(趣旨)

福岡消防署の救助工作車・救助用資機材を更新整備するもの

(主な内容)

- ・取得する財産 救助工作車・救助用資機材
- ・取得の価格 64,022,400 円
- ・取得の相手方 富山市牛島新町 4 番 10 号
株式会社モリタ富山営業所

2 財産の取得について (高機能消防指令システム)

【消防本部総務課】

(趣旨)

氷見市、砺波地域消防組合との共同運用を行っている高機能消防指令システムの一部を中間更新するもの

(主な内容)

- ・取得する財産 高機能消防指令システム
- ・取得の価格 488,631,312 円
- ・取得の相手方 富山市牛島新町5番5号
NEC ネットエスアイ株式会社富山営業所

3 市道路線の認定及び廃止について

【土木維持課】

(趣旨)

道路法の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止するもの

- ・認定に係るもの (34路線、延長4.03km)
- ・廃止に係るもの (3路線、延長0.50km)

(3) 報告 (1件)

1 専決処分の報告について (高岡市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例) (平成30年3月31日専決)

【納税課】

(趣旨)

地方税法等の一部改正 (平成30年3月31日公布) に伴い、高岡市市税賦課徴収条例の一部を改正したもの

(主な内容)

- 1 固定資産税の負担調整措置の延長
 - ・宅地等及び農地に係る負担調整措置について、現行制度を3年間延長
平成30年3月31日 → 平成33年3月31日
 - 2 納期限の延長があった場合の延滞金の計算期間の見直し
 - 法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合の法人市民税の延滞金について、申告後に減額更正され、その後修正申告した場合の計算期間を見直すもの。
- ・施行期日 平成30年4月1日

※ 最終日追加提案（1件）

・ 人事案件（1件）

・ 固定資産評価員の選任について同意を求める件

水上 哲氏が平成30年6月25日で辞職することに伴うもの